

VI. 付録

営業所・サービスセンターのご案内(2011年7月1日現在)

| 拠点名 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|------------------------------|-----------|-----------------------------------|--------------|
| 本社 | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 03-3988-2711 |
| セゾン・インシュアランス・デザイナー推進部 | | | |
| 河辺営業所 | 〒198-0036 | 東京都青梅市河辺町10-6-10 トタワー 6F | 0428-23-1481 |
| 東京中央営業所 | 〒142-0062 | 東京都品川区小山4-4-7 コスモ武蔵小山ビル 5F | 03-5751-6671 |
| 練馬営業所 | 〒179-0073 | 東京都練馬区田柄5-20-28 ルシエル光が丘 2F | 03-5241-7381 |
| 府中営業所 | 〒183-0023 | 東京都府中市宮町1-34-14 デュオ府中 2F | 042-368-8650 |
| 武蔵野営業所 | 〒187-0042 | 東京都小平市仲町107 ベルセジュール小平 1F | 042-349-7271 |
| 大宮営業所 | 〒331-0812 | 埼玉県さいたま市北区宮原町3-384 宮原ビル 4F | 048-660-2021 |
| 埼玉西営業所 | 〒354-0036 | 埼玉県富士見市ふじみ野東1-2-1 メローウインド 1F | 049-256-2051 |
| 朝霞アネックス | 〒351-0011 | 埼玉県朝霞市本町1-5-18 ロワールシティ 1F | 048-466-4661 |
| 埼玉東営業所 | 〒343-0832 | 埼玉県越谷市南町3-9-20 ヘンキヤビル 1F | 048-961-6461 |
| 所沢営業所 | 〒359-1141 | 埼玉県所沢市小手指町1-39-9 大城ビル 3F | 04-2923-6311 |
| 東岩槻営業所 | 〒339-0005 | 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻2-4-11 田口ビル 1F | 048-793-1061 |
| 浦安営業所 | 〒272-0143 | 千葉県市川市相之川4-15-3 友泉南行徳ビル 5F | 047-390-2291 |
| 千葉営業所 | 〒264-0026 | 千葉県千葉市若葉区西都賀2-20-2 フェニックス5・1F | 043-290-1561 |
| 船橋営業所 | 〒274-0815 | 千葉県船橋市西習志野3-27-5 フォーラ北習志野 3F | 047-496-2121 |
| 柏営業所 | 〒277-0075 | 千葉県柏市南柏中央2-12 松崎ビル 2F | 04-7178-0461 |
| 筑波営業所 | 〒305-0051 | 茨城県つくば市二の宮3-8-3 ヒガシビル 3F | 029-850-2150 |
| 相模原営業所 | 〒252-0239 | 神奈川県相模原市中央区中央3-14-7 相模原セントラルビル 6F | 042-769-8401 |
| 湘南営業所 | 〒254-0052 | 神奈川県平塚市平塚4-32-12 服部ビル 2F | 0463-30-4711 |
| 新横浜営業所 | 〒222-0033 | 神奈川県横浜市港北区新横浜3-22-5 新横浜マグロビル 4F | 045-477-2541 |
| 横須賀営業所 | 〒239-0807 | 神奈川県横須賀市根岸町4-39-21 サンライズ田中 3F | 046-830-1361 |
| 横浜西営業所 | 〒241-0835 | 神奈川県横浜市旭区柏町132-6 ムヅングレース 1F | 045-369-1053 |
| 横浜南営業所 | 〒234-0054 | 神奈川県横浜市港南区港南台9-27-6 天正ビル 2F | 045-830-1601 |
| 静岡営業所 | 〒420-0852 | 静岡県静岡市葵区紺屋町8-13 内野ビル 5F | 054-205-3801 |
| 新潟営業所 | 〒950-0965 | 新潟県新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル 8F | 025-280-9531 |
| 仙台第一営業所 | 〒982-0031 | 宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9 | 022-307-3051 |
| 仙台第二営業所 | 〒981-3133 | 宮城県仙台市泉区泉中央1-13-4 泉エクセルビル 5F | 022-772-2461 |
| 山形営業所 | 〒990-0832 | 山形県山形市城西町4-3-23 タイヤ4 城西1F | 023-647-9211 |
| カード事業営業部 | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 03-3988-4501 |
| 営業革新部 | | | |
| 業務グループ | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 03-3988-2558 |
| 代理店グループ | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 03-3988-4380 |
| | 〒982-0031 | 宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9 | 022-307-3061 |
| 営業開発グループ | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 03-3988-2558 |
| 損害サービスセンター | | | |
| 本店第一サービスセンター | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 03-3980-3865 |
| 本店第二サービスセンター | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 03-3980-3318 |
| 新潟サービスオフィス | 〒950-0965 | 新潟県新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル 8F | 025-290-0027 |
| 火災新種サービスセンター | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 03-3988-2715 |
| 府中サービスセンター | 〒183-0023 | 東京都府中市宮町1-34-14 デュオ府中 2F | 042-336-1301 |
| 埼玉サービスセンター | 〒354-0036 | 埼玉県富士見市ふじみ野東1-2-1 メローウインド 1F | 049-256-2441 |
| 船橋サービスセンター | 〒274-0815 | 千葉県船橋市西習志野3-27-5 フォーラ北習志野 3F | 047-496-2151 |
| 横浜サービスセンター | 〒234-0054 | 神奈川県横浜市港南区港南台9-27-6 天正ビル 2F | 045-830-1606 |
| 静岡サービスセンター | 〒420-0852 | 静岡県静岡市葵区紺屋町8-13 内野ビル 5F | 054-253-1125 |
| 仙台サービスセンター | 〒982-0031 | 宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9 | 022-307-3059 |
| お客様相談窓口 | | | |
| お客様相談室 | 〒170-6068 | 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F | 0120-281-389 |

主な損害保険用語の解説

か行

【価格変動準備金】

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金のことです。

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。

例：交通事故、火災・爆発事故、運動中の打撲・骨折、転倒、作業中の事故等

【クーリング・オフ制度】

契約の取り消し請求権をいいます。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができることとなっています。ただし、契約によってはクーリング・オフできないものもあります。

【契約者貸付】

積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返れい金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

【契約者配当金】

積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えた場合に、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡るのではなく、解除時点から将来にむかってのみ効力を生ずることとしています。

【契約の失効】

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故（戦争や暴動等）によって保険をつけていたものが滅失した場合は、契約は失効します。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。告知いただいた内容が事実と相違している場合には、保険契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

【ご契約のしおり】

保険のご契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行うことができるよう、ご契約時に配付するために作成された小冊子のことです。「ご契約のしおり」には、ご契約に際しての注意事項、ご契約後の注意事項、保険金のお支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等が掲載されています。

さ行

【再調達価額・時価(額)】

再調達価額とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。これに対し時価(額)とは、再調達価額から経過年数や使用による消耗分(減価)を控除して算出した金額をいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、自社の引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するしくみを再保険といい、再保険に出すことを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「保険引受に係る営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

【地震保険料控除制度】

所得税法上および地方税法上、お支払いされた地震保険料に応じた一定の額を、契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

【質権設定】

火災保険などで、保険契約をした物件が罹災した場合の保険金請求権を被保険者（保険の補償を受けられる方）が他人に質入れすることをいいます。一般的に、住宅ローン返済中の住宅を保険の対象とした火災保険では、住宅ローンの債権者（銀行等の金融機関）が質権者となります。

【支払備金】

既に保険事故が発生しており、決算日現在、まだ支払っていない保険金について、保険会社が積み立てる引当金をいいます。

【重度後遺障害】

①両眼失明、②咀嚼やく、または言語の機能の全廃、③その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができない障害などをいいます。

【正味収入保険料】

元受保険料に再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）し、さらに、積立保険料を控除した保険料をいいます。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保険会社が積み立てる準備金をいいます。次年度以降に属する保険期間に対応する保険料部分を積み立てる「普通責任準備金」、大規模な自然災害など異常災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」、積立保険(貯蓄型保険)における満期返れい金及びその運用益を積み立てる「払戻積立金」、「契約者配当準備金」などの種類に分けられます。

【全損・分損】

保険の対象が完全に滅失した場合(火災であれば、全焼・全壊)や修理、回収に要する費用が再調達価額(損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。)または時価を超えるような場合を「全損」といいます。一方、全損にいたらない部分的損害のことを「分損」といいます。

【損害保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破たんした場合に、破たんした保険会社の保険契約者を保護することを目的として設立された法人で、保険会社全社の加入が義務づけられています。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、2002年(平成14年)7月1日から新たに業務を開始した料率算出団体です。損害保険料率算定会(1948年設立)と自動車保険料率算定会(1964年設立)が統合した特殊法人で、火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出・提供、ならびに自動車損害賠償責任保険の損害調査業務を主要な業務としています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター】

法令に基づいて国の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。お客様と保険会社との間で損害保険に関するトラブルが起きた際に、お客様の苦情について助言をしたり、苦情の申出内容を保険会社に通知し対応を求める苦情解決手続と、一定期間を経過しても解決に至らない場合に中立・公正な立場で和解案を提示し解決に導く紛争解決手続を実施しています。

た行**【大数(たいすう)の法則】**

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということを大数の法則といえます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予

測できるということになります。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額(損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。)または時価を超過する場合を狭義の重複保険といえます。

【通知義務】

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険会社に連絡しなければならない義務のことで、例えば、火災保険では住居を店舗に改造したり、契約した建物を他人に売却したりした場合、自動車保険では契約した車を買替えた場合などに通知義務が発生します。

【積立保険(貯蓄型保険)】

傷害保険などの補償機能に加え、貯蓄機能を合わせもち、満期時に一定の満期返れい金が支払われる長期の保険をいいます。

は行**【被保険者】**

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

【被保険利益】

ある物(例えば家屋)に偶然の事故が発生することにより、ある人(例えば、家屋の所有者)が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といえます。損害保険契約は、損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険価額】

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る可能性のある損害の最高見積額です。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合に限り保険会社は保険金をお支払いする責任を負います。ただし、一部を除き、保険期間中であっても、保険料の払い込み以前に生じた損害は、保険金支払いの対象になりません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者(保険の補償を受けられる方)に支払われます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた金額(ご契約金額)をいいます。

【保険契約者】

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

【保険契約準備金】

保険契約にもとづく保険金支払いなどの責任を果たすため、決算期末に積み立てる準備金をいいます。これには責任準備金および支払準備金などがあります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然の事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付される文書をいいます。

【保険の対象】

保険をつける対象のことで、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特別約款・特約とがあります。

【保険料】

被保険者(保険の補償を受けられる方)の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険契約にもとづいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率の三原則】

損害保険料率算出団体に関する法律第8条において、保険料率は合理的、かつ妥当であり、また不当に差別的であってはならないと規定されており、これらの基本原則を保険料率の三原則といいます。

ま行**【マリン保険・ノンマリン保険】**

マリン保険は、船舶保険、貨物海上保険および運送保険をいい、ノンマリン保険は、マリン保険を除くその他の損害保険、たとえば火災保険、自動車保険、傷害保険、賠償責任保険等をいいます。

【満期返れい金】

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間が満了し、保険料全額の払込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者にお支払いをするお金をいい、その金額は契約時にあらかじめ定められています。

【免責】

保険金が支払われない保険契約上の事由のことです。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約にもとづいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事由が生じた場合は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震・噴火・津波による事故などがあります。

【免責金額(自己負担額)】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が自己負担するものとして保険契約時に決められた金額をいいます。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式の2つの方式があります。

【元受収入保険料】

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

【元受正味保険料】

元受収入保険料(グロス)から諸返れい金を控除したものです。ただし、満期返れい金は控除しません。積立保険(貯蓄型保険)については収入積立保険料を含みます。

【元受保険】

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

ら行**【リスク細分型自動車保険】**

被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢、地域、使用目的別等のリスク(危険要因)に基づいて、保険料率を細分化した自動車保険をいいます。

◆万一、事故が起ってしまったら直ちに当社までご連絡ください。
(24時間、365日事故受付)

◎事故受付専用ダイヤル (通話料無料)

ジコイッポウハ24ジカン

0120-251024

公衆電話を使用する際は、10円硬貨かテレホンカードを入れてから
ダイヤルしてください。(通話後、10円硬貨は戻ります。)

インターネットホームページのご案内

保険商品のご案内、コーポレートプロフィール、拠点・サービスのご案内、リクルート情報はもちろん、
当社の最新情報や保険にまつわるさまざまな話題も掲載しています。

<http://www.ins-saison.co.jp/>

セゾン自動車火災の現状 2011
2011年 7月発行

セゾン自動車火災保険株式会社
経営企画部

〒170-6068 東京都豊島区東池袋三丁目1番地1号

☎ 03-3988-2711(代表)

ホームページアドレス <http://www.ins-saison.co.jp/>

SAISON
INSURANCE
セゾンの保険